

「調査・研究企画会議の設置等について」及び「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」の一部改正
について

次に掲げる食品安全委員会決定を改正する。

- 調査・研究企画会議の設置等について（平成２２年１２月１６日食品安全委員会決定）（別添１）

改正概要：研究・調査事業の企画及び評価について、より客観性を高める等の観点から、企画会議の下に３つの部会を設置し、構成員の要件を見直すとともに、会議の名称変更を行うもの。

- 食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について（平成２２年１２月１６日食品安全委員会決定）（別添２）

改正概要：会議の名称変更に伴う所要の改正を行うもの。

「研究・調査企画会議の設置等について」 新旧対照表

改定案	現 行
「<u>研究・調査企画会議</u>の設置等について」 (平成 22 年 12 月 16 日 食品安全委員会決定) (最終改正 : 平成 27 年 3 月〇日) 第 1 趣旨 食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号)第 23 条第 1 項第 6 号に規定する科学的調査及び研究を効果的かつ効率的に行うために必要な事項について調査審議するため、食品安全委員会に、<u>研究・調査企画会議</u>を設置する。 第 2 <u>研究・調査企画会議</u> 1 構成員等 (1) <u>研究・調査企画会議</u>(以下「企画会議」という。)は、以下の者により構成する。 ① 食品安全委員会の常勤委員 ② <u>食品の安全性の確保に関し優れた識見を有し、食品健康影響評価に精通する者のうちから食品安全委員会委員長(以下「委員長」という。)が指名する者</u> (2) <u>企画会議に、事前・中間評価部会、事後評価部会及びプログラム評価部会(以下「部会」と総称する。)を置く。</u> (3) <u>委員長は、(4)及び(5)を踏まえ、各構成員が所属する部会を指定する。</u> (4) <u>事後評価部会の構成員の概ね半数は、事前・中間評価部会の構成員とは異なる者をもって充てるものとする。</u> (5) <u>プログラム評価部会の構成員は、外部有識者をもって充てるものとする。</u> (6) <u>部会にそれぞれ座長を置き、委員長が指名する構成員をもってこれに充てる。</u> (7) 座長は、<u>担当する部会</u>の事務を掌理する。 (8) 座長に事故があるときは、<u>その部会</u>に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名す	「<u>調査・研究企画会議</u>の設置等について」 (平成 22 年 12 月 16 日 食品安全委員会決定) (最終改正 : 平成 25 年 3 月 18 日) 第 1 趣旨 食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号)第 23 条第 1 項第 6 号に規定する科学的調査及び研究を効果的かつ効率的に行うために必要な事項について調査審議するため、食品安全委員会に、<u>調査・研究企画会議</u>を設置する。 第 2 <u>調査・研究企画会議</u> 1 構成員等 (1) <u>調査・研究企画会議</u>(以下「企画会議」という。)は、以下の者により構成する。 ① 食品安全委員会の常勤委員 ② <u>食品安全委員会委員長の指名する専門委員(6 名以内)</u> (2) <u>企画会議に座長を置き、(1)①に掲げる常勤委員のうち、食品安全委員会委員長の指名する委員をもってこれに充てる。</u> (3) 座長は、<u>企画会議</u>の事務を掌理する。 (4) 座長に事故があるときは、<u>企画会議</u>に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名す

る者が、その職務を代理する。 (9) (1) ②に掲げる構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 調査審議事項 <u>企画会議は、各部会において次に掲げる事項について調査審議を行い、部会の議決をもって企画会議の議決とする。</u> (1) 事前・中間評価部会 ① 研究・調査についての中期的方針の案の策定及びその見直しに関すること。 ② 各年度において取り組むべき研究・調査の優先実施課題の案の選定に関すること。 ③ 各年度において取り組むべき研究・調査の対象課題の案の選定に関する事前評価に関すること。 ④ 2年以上の実施期間を要する研究課題の中間評価に関すること。 ⑤ 各部会に共通する事項に関すること。 (2) 事後評価部会 ① 実施期間を終了した研究課題の事後評価に関すること。 ② 各年度において取り組まれた調査の対象課題の評価に関すること。 (3) プログラム評価部会 <u>研究事業・調査事業のプログラム評価（研究事業・調査事業の総体としての目標の達成度合いや副次的成果等についての評価）に関すること。</u> 3 会議の開催 (1) 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、<u>担当する部会</u>を招集し、その議長となる。 (2) 座長は、必要に応じ、<u>部会</u>の構成員でない学識経験者であって、以下に掲げる条件を満たす者に対し、<u>当該部会</u>への出席を求めることができる。 ① 食品安全委員会事務局職員でないこと。	る者が、その職務を代理する。 (5) <u>企画会議の構成員</u>の任期は、<u>(1) ②に掲げる構成員の任期について</u>、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 調査審議事項 <u>企画会議は、次に掲げる事項について調査審議する。</u> (1) <u>調査及び研究についての中期的方針の案の策定及びその見直しに関すること。</u> (2) <u>各年度において取り組むべき研究の対象領域の案の選定に関すること。</u> (3) <u>各年度において取り組むべき研究の対象課題の案の選定に関すること。</u> (4) <u>各年度において取り組まれた研究の対象課題の評価に関すること。</u> (5) <u>各年度において取り組むべき調査の対象課題の案の選定に関すること。</u> (6) <u>各年度において取り組まれた調査の対象課題の評価に関すること。</u> 3 会議の開催 (1) 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、<u>企画会議</u>を招集し、その議長となる。 (2) 座長は、必要に応じ、<u>企画会議</u>の構成員でない <u>専門委員又は</u>学識経験者であって、以下に掲げる条件を満たす者に対し、<u>企画会議</u>への出席を求めることができる。 ① <u>食品安全委員会の非常勤委員又は</u>食品安全委員会事務局職員でないこと。
--	---

② <u>研究・調査</u>の対象課題について十分な評価能力を有するとともに、公正な立場から評価を行うことができる者であること。 ③ 氏名及び所属並びにその者が行う評価結果の内容を公表することについて、あらかじめ同意している者であること。 (3) <u>各部会の議事</u>については、<u>その</u> 概要を作成し、これを公表する。 (4) <u>調査審議の結果</u>については、<u>食品安全委員会</u>に報告する。 第3 雑則 (1) 第2に定めるもののほか、企画会議の運営に関する事項その他必要な事項は、企画会議が定める。 (2) 企画会議の庶務は、食品安全委員会事務局 <u>評価第一課</u> において処理する。	② <u>調査及び研究</u>の対象課題について十分な評価能力を有するとともに、公正な立場から評価を行うことができる者であること。 ③ 氏名及び所属並びにその者が行う評価結果の内容を公表することについて、あらかじめ同意している者であること。 (3) <u>企画会議は、議事の</u> 概要を作成し、これを公表する。 (4) <u>企画会議は、調査審議の結果を</u> <u>食品安全委員会</u>に報告する。 第3 雑則 (1) 第2に定めるもののほか、企画会議の運営に関する事項その他必要な事項は、企画会議が定める。 (2) 企画会議の庶務は、食品安全委員会事務局 <u>総務課</u> において処理する。
--	---

附 則

- この決定は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3(2)中「総務課」を「評価第一課」に改める改正は、食品安全委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(平成27年内閣府令第〇〇号)の施行の日から施行する。
- 調査・研究企画会議は、本決定前に調査審議を行っていた事項を本決定により設置される研究・調査企画会議に引き継ぐものとする。

「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」 新旧対照表

改定案	現 行
「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」 (平成 22 年 12 月 16 日 食品安全委員会決定) (最終改定 : 平成 27 年 3 月〇日) 1. 趣旨 (略) 2. 研究・調査の方向 (中略) 作業原則では、リスク評価は、「危害要因特定 (Hazard identification)」、「危害要因判定 (Hazard characterization)」、「<u>ばく露</u> 評価 (Exposure assessment)」及び「リスク判定 (Risk characterization)」の 4 つの段階を含むべきであるとされている。 これらのリスク評価の各段階に活用できる成果を得るため、委員会が行う研究・調査は、危害要因・<u>ばく露</u> 実態の評価に必要な科学的知見の集積、健康影響発現メカニズムの解明、新たなリスク評価方法等の確立に焦点を当てて実施する。 (1) 危害要因・<u>ばく露</u> 実態の評価に必要な科学的知見の集積 (中略) ① 微生物、かび毒・自然毒及び化学物質について、特に危害要因の特性に関する科学的知見及び <u>ばく露</u> 評価に活用できる科学的知見を収集するための研究・調査 (以下略) 3. 研究事業・調査事業の実施 (略) 4. 研究事業・調査事業の評価 (1) 研究課題・調査課題の評価 研究課題については、「食品安全委員会食品健康影響評価技術研究の評価に関する指針 (平成 23 年 2 月 7 日調査・研究企画調整会議決定)」に基づき、<u>研究・調査企画会議</u>において、事前評価、中間評価及び事後評価を実施する。調査課題については、「食品安全委員会食品安全確保総合調査の評価に関する指針 (平成 25 年 6 月 4 日調査・研究企画会	「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」 (平成 22 年 12 月 16 日 食品安全委員会決定) (最終改定 : 平成 26 年 12 月 16 日) 1. 趣旨 (略) 2. 研究・調査の方向 (中略) 作業原則では、リスク評価は、「危害要因特定 (Hazard identification)」、「危害要因判定 (Hazard characterization)」、「<u>曝露</u> 評価 (Exposure assessment)」及び「リスク判定 (Risk characterization)」の 4 つの段階を含むべきであるとされている。 これらのリスク評価の各段階に活用できる成果を得るため、委員会が行う研究・調査は、危害要因・<u>曝露</u> 実態の評価に必要な科学的知見の集積、健康影響発現メカニズムの解明、新たなリスク評価方法等の確立に焦点を当てて実施する。 (1) 危害要因・<u>曝露</u> 実態の評価に必要な科学的知見の集積 (中略) ① 微生物、かび毒・自然毒及び化学物質について、特に危害要因の特性に関する科学的知見及び <u>曝露</u> 評価に活用できる科学的知見を収集するための研究・調査 (以下略) 3. 研究事業・調査事業の実施 (略) 4. 研究事業・調査事業の評価 (1) 研究課題・調査課題の評価 研究課題については、「食品安全委員会食品健康影響評価技術研究の評価に関する指針 (平成 23 年 2 月 7 日調査・研究企画調整会議決定)」に基づき、<u>調査・研究企画会議</u>において、事前評価、中間評価及び事後評価を実施する。調査課題については、「食品安全委員会食品安全確保総合調査の評価に関する指針 (平成 25 年 6 月 4 日調査・研究企画会

議決定)」に基づき、<u>研究・調査企画会議</u>において、事後評価を実施する。さらに、実施した研究・調査の成果のリスク評価への活用状況について追跡評価を実施する。 (2) 研究事業・調査事業のプログラム評価 研究事業・調査事業については、<u>研究・調査企画会議</u>において、事業全体についてのプログラム評価（研究事業・調査事業の総体としての目標の達成度合いや副次的成果等についての評価）を行う。評価結果については、事業全般の改善に活用する。 5. 研究・調査の成果の活用 （略） (注1) アニマルウェルフェア 国際的に知られた動物の保護のための「5つの自由」（①飢餓と <u>渇き</u> からの自由、②苦痛、傷害又は疾病からの自由、③恐怖及び苦悩からの自由、④物理的、熱の不快さからの自由、⑤正常な行動ができる自由）を中心にした概念。 (注2)・(注3) （略）	議決定)」に基づき、<u>調査・研究企画会議</u>において、事後評価を実施する。さらに、実施した研究・調査の成果のリスク評価への活用状況について追跡評価を実施する。 (2) 研究事業・調査事業のプログラム評価 研究事業・調査事業については、<u>調査・研究企画会議</u>において、事業全体についてのプログラム評価（研究事業・調査事業の総体としての目標の達成度合いや副次的成果等についての評価）を行う。評価結果については、事業全般の改善に活用する。 5. 研究・調査の成果の活用 （略） (注1) アニマルウェルフェア 国際的に知られた動物の保護のための「5つの自由」（①飢餓と <u>乾き</u> からの自由、②苦痛、傷害又は疾病からの自由、③恐怖及び苦悩からの自由、④物理的、熱の不快さからの自由、⑤正常な行動ができる自由）を中心にした概念。 (注2)・(注3) （略）
--	--

附 則

この決定は、平成27年4月1日から施行する。